

定住者	
法別表第一の定住者の項の下欄に掲げる地位を有する者としての活動	<p>等の子である場合には、本邦に居住する当該永住者等又はその他本邦に居住する身元保証人の身元保証書</p> <p>の当該外国人の身分関係を証する文書</p> <p>二 収入及び納税額に関する証明書、収入のない場合には、扶養者の職業及び収入に関する証明書</p> <p>三 本邦に居住する身元保証人の身元保証書</p>
法別表第一の表の外交の項の下欄に掲げる活動（外交）	<p>一 戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書その他</p> <p>の該外国人の身分関係を証する文書</p> <p>二 収入及び納税額に関する証明書、収入のない場合には、扶養者の職業及び収入に関する証明書</p> <p>三 本邦に居住する身元保証人の身元保証書</p>

別表第四（第六条の二関係）

（報道）	法別表第一の表の報道の項の下欄に掲げる活動	法別表第一の表の教授（教授）	法別表第一の表の芸術の項の下欄に掲げる活動（芸術）	法別表第一の表の宗教の項の下欄に掲げる活動（宗教）	法別表第一の表の報道の項の下欄に掲げる活動
本邦の機関の職員	本人と契約を結んだ外国の報道機関の本邦駐在機関又は本人が所属して報道上の活動を行うこととなる本邦の機関の職員	本人と契約を結んだ本邦の機関又は本人が所属して芸術上の活動を行うこととなる本邦の機関の職員	本人が所属して教育を行うこととなる本邦の機関の職員	本人を派遣する外国の宗教団体の支部その他の本邦にある関係宗教団体の職員	本人と同一の世帯に属することとなる家族の構成員

			法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第 専門職の項の下欄に掲げる活動 (高度専門職)
		法別表第一の二の表の經營・管理の項の下欄に掲げる活動 (経営・管理)	一 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第 一号イ又はロに掲げる活動を行おうとする場合 本人と契約を結んだ本邦の機関の職員 二 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第 一号ハに掲げる活動を行おうとする場合 本人が 経営を行い又は管理に従事する事業の本邦の事業 所の職員
		法別表第一の二の表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる活動 (法律・会計業務)	一 本人が経営を行い又は管理に従事する事業の本 邦の事業所の職員 二 本人が経営を行い又は管理に従事する事業の本 邦の事業所を新たに設置する場合にあつては、当 該本邦の事業所の設置について委託を受けている 者(法人である場合にあつては、その職員)
		法別表第一の二の表の法 律・会計業務の項の下欄に掲げる活動 (法律・会計業務)	本人が契約を結んだ本邦の機関の職員又は本人が所 属して法律・会計業務を行うこととなる機関の職員
職員 (教育)	法別表第一の二の表の教育 (研究)	法別表第一の二の表の医療 (医療)	本人が契約を結んだ本邦の医療機関又は本人が所属 して医療業務を行うこととなる本邦の医療機関の職 員
法別表第一の二の表の教育 (研究)	法別表第一の二の表の研究 (研究)	法別表第一の二の表の研究 (研究)	一 本人と契約を結んだ本邦の機関の職員 二 本人が転勤する本邦の事業所の職員
法別表第一の二の表の教育 (研究)			本人が所属して教育を行うこととなる本邦の機関の 職員

		法別表第一の二の表の技能 実習の項の下欄に掲げる活動 (技能実習)	法別表第一の二の表の技術 実習の項の下欄に掲げる活動 (技能実習)	法別表第一の二の表の介護 (介護)	法別表第一の二の表の企業 内転勤の項の下欄に掲げる 活動(企業内転勤)	法別表第一の二の表の技術 ・人文知識・国際業務の 項の下欄に掲げる活動(技 術・人文知識・国際業務)	本人と契約を結んだ本邦の機関の職員
		法別表第一の二の表の文化 活動の項の下欄に掲げる活 動(文化活動)	法別表第一の二の表の文化 活動の項の下欄に掲げる活 動(文化活動)	一 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一 号イ、第二号イ又は第三号イに掲げる活動を行お うとする場合 企業単独型実習実施機関の職員 二 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一 号ロ、第二号ロ又は第三号ロに掲げる活動を行お うとする場合 監理団体の職員	一 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一 号イ、第二号イ又は第三号イに掲げる活動を行お うとする場合 企業単独型実習実施機関の職員 二 法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一 号ロ、第二号ロ又は第三号ロに掲げる活動を行お うとする場合 監理団体の職員	一 法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の 項の下欄に掲げる活動(技術・人文知識・国際業務)	本人と契約を結んだ本邦の機関の職員
		法別表第一の二の表の文化 活動の項の下欄に掲げる活 動(文化活動)	法別表第一の二の表の文化 活動の項の下欄に掲げる活 動(文化活動)	一 本人が所属して学術上又は芸術上の活動を行 うこととなる本邦の機関の職員 二 本人を指導する専門家 三 本邦に居住する本人の親族	一 本人が所属して学術上又は芸術上の活動を行 うこととなる本邦の機関の職員 二 本人を指導する専門家 三 本邦に居住する本人の親族	法別表第一の二の表の技術 ・人文知識・国際業務の 項の下欄に掲げる活動(技 術・人文知識・国際業務)	本人と契約を結んだ本邦の機関の職員

			法別表第一の四の表の留学 (留学)
			一 本人が教育を受ける本邦の機関の職員 二 本人が基準省令の留学の項の下欄第一号イ又はロに該当する活動を行う場合は、次に掲げる者 ア 本人に対して奨学金を支給する機関その他の本人の学費又は滞在費を支弁する機関の職員 イ 本人の学費又は滞在費を支弁する者 ウ 本邦に居住する本人の親族
			三 本人が基準省令の留学の項の下欄第一号ハに該当する活動を行う場合は、次に掲げる者 ア 本人が交換学生である場合における学生交換計画を策定した機関の職員 イ 本人が高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学校部又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校的小学部において教育を受けようとする場合につては本邦に居住する本人の親族
	法別表第一の四の表の研修 (研修)	法別表第一の四の表の家族 滞在の項の下欄に掲げる活動 (家族滞在)	受入れ機関の職員
法別表第一の五の表の特定 活動の項の下欄に掲げる活動 (特定活動)	本人が所属して法務大臣が指定した活動を行うこととなる機関の職員、本人を雇用する者又は法務大臣が指定する活動に則して法務大臣が告示をもつて定める者	一 本邦において本人を扶養することとなる者又は本邦に居住する本人の親族 二 本人を扶養する者の在留資格認定証明書の交付の申請の代理人となつている者	

法別表第二の日本人の配偶者等の項の下欄に掲げる身分を有する者としての活動 (日本人の配偶者等)	本邦に居住する本人の親族
法別表第二の永住者の配偶者等の項の下欄に掲げる身分又は地位を有する者としての活動（永住者の配偶者等）	本邦に居住する本人の親族